

令和6年3月 定例会

第1号 (令和6年3月13日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 議事日程 .....	P2
<input type="checkbox"/> 開 会 .....	P5
<input type="checkbox"/> 会期の決定 .....	P5
<input type="checkbox"/> 諸般の報告 .....	P5
<input type="checkbox"/> 議案の上程 .....	P5
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明 .....	P7
<input type="checkbox"/> 一般質問 .....	P14
<input type="checkbox"/> 散会 .....	P39

令和6年3月

池田町3月定例会 会議録

第

1

日

招集年月日

令和6年3月5日

池田町告示第8号

招集の場所

池田町議会議場

開会日時

令和6年3月13日

午後1時30分

散会

閉会

令和6年3月13日

午後3時47分

出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	清水 龍司	出	5	松井 靖明	出
	2	岡村 祐	出	6	宇野 一正	出
	3	富田 重弘	出	7	宇野 邦弘	出
	4	丸石 純一	出	8	佐野 和彦	出

会議録署名議員

1番

清水 龍司

2番

岡村 祐

事務局

議会事務局長代理

坂本 利夫

職務のため

町 長

杉本 博文

住民税務課長

佐野 成美

議場に出席

副町長

溝口 淳

農村政策課長

中村 博司

した者の

教育長

内藤 徳博

木望の森づくり課長

長谷川 正喜

職・氏名

総務財政課長

森川 弘一

保健福祉課長

山口 証明

町土整備課長

山崎 政弥

教育委員会  
事務局課長

飯田 康志

議事日程

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

## 令和6年3月定例会日程表（第1号）

令和6年3月13日（水）

午後1時30分 開会

### 開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 5 年度 池田町一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 5 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 5 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算  
（第 5 号）
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 5 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 8 号 令和 5 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 9 議案第 9 号 令和 5 年度 池田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 10 号 令和 5 年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 議案第 11 号 令和 6 年度 池田町一般会計予算
- 日程第 12 議案第 12 号 令和 6 年度 池田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 13 議案第 13 号 令和 6 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算
- 日程第 14 議案第 14 号 令和 6 年度 池田町介護保険特別会計予算
- 日程第 15 議案第 15 号 令和 6 年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 16 議案第 16 号 令和 6 年度 池田町簡易水道事業会計予算
- 日程第 17 議案第 17 号 令和 6 年度 池田町下水道事業会計予算
- 日程第 18 議案第 18 号 池田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例等の一部改正について
- 日程第 19 議案第 19 号 池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 20 号 池田町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 21 号 池田町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 22 号 池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第 25 議案第 25 号 町道路線の認定について
- 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 26 一般質問

閉議

# 令和6年3月定例会会議録（初日）

令和6年3月13日

---

開始時間 午後1時30分

○宇野議長

本日、令和6年池田町議会、3月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申しあげます。

ただ今の出席議員は、8名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年、池田町議会、3月定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の 指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、

1番 清水龍司 君、2番 岡村 祐 君の両名を指名致します。

日程第2

会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は本日から21日までの、9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から21日までの9日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります定例会会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため14日から20日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、13日と21日は本会議14日から20日は委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

日程第3

諸般の報告を致します。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります、日程表のとおりであります。

本定例会に、すでに配布のとおり、議案第4号ほか、21件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか、関係者の出席を求めています。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

議案第4号 令和5年度 池田町 一般会計補正予算 (第12号)

日程第 5

議案第 5 号 令和 5 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 6 号)

日程第 6

議案第 6 号 令和 5 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 7

議案第 7 号 令和 5 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 8

議案第 8 号 令和 5 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 9

議案第 9 号 令和 5 年度 池田町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 0

議案第 1 0 号 令和 5 年度 池田町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 1 1

議案第 1 1 号 令和 6 年度 池田町一般会計予算

日程第 1 2

議案第 1 2 号 令和 6 年度 池田町国民健康保険特別会計予算

日程第 1 3

議案第 1 3 号 令和 6 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算

日程第 1 4

議案第 1 4 号 令和 6 年度 池田町介護保険特別会計予算

日程第 1 5

議案第 1 5 号 令和 6 年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 1 6

議案第 1 6 号 令和 6 年度 池田町簡易水道事業会計予算

日程第 1 7

議案第 1 7 号 令和 6 年度 池田町下水道事業会計予算

日程第18

議案第18号 池田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

日程第19

議案第19号 池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第20

議案第20号 池田町介護保険条例の一部改正について

日程第21

議案第21号 池田町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第22

議案第22号 池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第23

議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第24

議案第24号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第25

議案第25号 町道路線の認定について

以上、22議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。

町長より 施政方針並びに、提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

本日、令和6年池田町議会3月定例会が開会され、令和6年度一般会計予算案をはじめ、22議案のご審議を頂くに当たり、施政の方針とともに、各議案についてご説明申し上げます。

はじめに、改めて能登地方を襲った大地震により、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災された多くの皆様にお見舞い申し上げる次第でございます。

復旧、復興、復活には長い苦難の道が続くものと存じますが、池田町としても引き続きの支援が出来ればと考えております。

さて、本日招集されました、町議会3月定例会、議員各位にはご多用の中にも全員のご出席を頂きありがとうございます。

それでは、令和6年度、町政に臨む施策の方針について申し述べます。



最初に私事にはなりますが、令和6年度の予算編成は、今期最後の編成となったことから、継続事業、または事業の制度や改良、さらには現下における社会課題への対応策は別といたしまして、新規の大型事業や単独事業等の提案につきましては控えた編成といたしました。

さて、池田町は現在まで、長く続く人口減少、過疎対策を最重要課題として「住みたくなるまち、訪れたくなるまちづくり」をテーマに「生活基盤の整備、道路網をはじめとした社会インフラの整備、また福祉、保健、医療事業の充実や施設、制度整備」、「農林業支援施策の拡充と関連施設の整備」、「観光交流事業や施設整備の促進」、「定住促進事業」、そして「各種の子育て支援施策」に「教育支援」など、多種の振興事業に取り組んでまいりました。

これらは、全て町民の暮らしと命を守り、持続可能な池田町を築くための基盤として取り組まれてきたものです。

しかし人口の減少は止まる状況には至らず、人口減少に伴う諸問題は差し迫っています。

農業の振興は元より、教育環境への影響、各種産業の承継、さらには集落の相互扶助機能の脆弱化に伴う、祭りや伝統行事の継承、生活環境の維持など多岐にわたり危機が迫っているといえます。

また「自助、公助、共助」の分担と連携による町づくりが提唱される中、平成9年3月に策定された第3次池田町総合振興計画、後期基本計画書には、このように記されています。

「まちづくりの基盤はかなり整備されてきました。今後は、それを舞台に町民がどのように活躍するか、活用するかという段階に入ったといえる」と提案されています。

私は、人口減少が避けられない現状にある中、池田づくり、池田育てのビジョンを「不便はあっても安心で不安のない少数社会を目指す」と考えております。

言い訳でも、負け惜しみでもなく、少数であっても充実する社会を目指そうというものであります。

そして、その実現へのカギはやはり「自助、公助、共助」の分担と連携によってこそ成せるものであり、またその要、土台になるものが、自助自治による活動だと思っております。

自助、自治の活動がないところに共助は生まれないと考えております。

このことから、難題ではありますが、自治自助活動を育て支援する施策が重要であると捉えております。

そこで、令和6年度に臨むにあたっては、近年の池田づくりは停滞期から更新、再興期を迎えたとの認識の下、「つながる力を増す力へ」をテーマに、暮らしの充実化として「まちデジタルUPプロジェクト」を展開していきたいと考えております。

社会でのサービスや公共サービスのデジタル化が急速に進む中、町民が取り残されず、上手に活用し暮らしを豊かにできるよう、まちのデジタル化促進に取り組んで参りたいと考えております。

その中の1つに「みんなにスマホ事業」を実施したいと考えております。

これは、デジタル化に苦手感の強い高齢者、75歳以上を対象に、新たにスマートフォンを購入される方、あるいは買い替える方に対し、その代金の50%、5万円を上限に、お一人1台、1回限りでの補助を実施するものであります。

これに併せて、スマホ活用教室の開催についても、各部門、各部署にて積極的な展開を図ってまいりたいと考えております。

また、デジタル地域通貨の普及やデジタル決済の普及などに取り組む「まちデジバンク事業」、「脳ベルプロジェクトにおける「健康マイレージ事業」とともにポイントを寄付できる「みらいポケット事業」などに取り組みたいと考えております。

次に、子育て家庭への支援策として、男性の育休取得促進や家族でのカジノ促進を図る支援事業「パパ育とも家事手当」を新設したいと考えております。

お子さんが、満1歳を迎えるまでの1年間、月1万円の手当を支給するものであります。

次に、農業の育成と強化として、総合農政推進協議会の下部組織とした「農業政策会議」を設置したいと考えております。

これは、昨年の総合農政推進協議会の総会において、指摘、要望がなされた事案に対応するものであります。

国、県、町による水田農業政策に関わる補助事業において、池田町の取り組み、制度の趣旨に基づく高度化が図られていないこと。

規模拡大に伴って、栽培技術向上化へ向けた取り組みも停滞し、池田米のブランド化に向けた品格化においても進捗が見受けられないこと。

さらにはみどりの食料システム法に対応する姿勢においても十分とは言えないなどの、意見に対応いたしたく、農政の現状を見直し、改善向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光事業の促進、強化におきましては、予てから検討を重ねておりました、いわゆるDMOの設立につきましては、この4月1日より、一般財団法人池田屋を再生し、池田農村観光公社として発足させることといたしました。

職員、スタッフ共々、実践本番となることから不安感を隠せずにはおりますが、チーム力と支え合いを活かして乗り越えてもらいたいと思っております。

また公社としての重要事業である、町内事業者とのプラッとホーム事業、人、事、ものを結ぶプロデュース事業、マーケティング事業につきましても、一括スタートとはまいりませんが、体制を整えながらの展開を図ってまいりたいと考えております。しばらく見守っていただきたくお願いする次第でございます。

次に、地域自治活動への支援についてであります。先にも申しましたが、池田づくり、池田育てへの最も重要な基礎といえるものが、地域自治、住民自治であると考えております。

現在、下地区、中地区、そして水海地区においては、大型土地改良事業に取り組まれております。

高齢化に担い手不足が進む池田町にあつて、農地の高度化は生産の効率化は元より、スマート化の促進など、新たな農業の近代化に寄与するものであります。隠れた不安も生じるという短所も指摘されています。

集落や地域内で、農業に携わる人の減少につながるというものであります。

これは地域内住民が農業、特に稲作を営む中で培ってきた機能や秩序が集落や地域の営みへの参加機会の減少によって、相互扶助、共同体機能が弱体化する、じわじわと進む負の現象への指摘です。

そこで、町といたしましては、大型土地改良事業に取り組むこの時を機会として、地域や集落の将来ビジョンづくりとともに実行活動への経済的支援事業を、これまでの地域自治再興交付金事業に加えて「地域自治高度化戦略交付金事業」を新設したいと考えております。

今後、集落や農家組合関係者等からの現状や意見などをお聞きし、具体的な制度設計を図りたいと考えております。

次に、昨年11月から9名の委員による改定作業に取り組んでおりました、教育大綱の改定につきましては、4回の委員会と3回の部門別対話会を実行し、3月7日の総合教育会議に提出、了承いただきました。

前回、5年前の改定においては、学校教育に限定した内容にて改定が行われましたが、今回は、「未来へつなぐ人育て」を基本理念として、子供から大人まで生涯にわたる池田町の教育の在り方を示しています。

今後については、大綱の理念、目標に基づき、各部門においての実行に取り組んで参りたいと考えております。

また、検討委員会や事務局会議等からの意見を参考に、新年度より小中学校における、校外授業および修学旅行の保護者費用負担については、実質無料化することといたしました。

また2年間にわたり活動いただき、昨年2月には「まちの宝をいかそうシンポジウム」の開催にご尽力いただきました、「過疎いかそう学校運営委員会」につきましては、今年度をもって解散し、新年度からは、社会教育委員会活動の一環に組み入れて事業に取り組むことといたしました。

次に脱酸素先行地域の認定に向けた申請業務におきましては、バイオマスの熱エネルギー利用と合わせ、地域内においての再生エネルギーづくりについても取り組むこととして、申請作業にあたりたいと考えております。

以上、令和6年度に臨む施政の方針といたします。

それでは、本日ご提案致しました、各議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第4号、令和5年度、池田町一般会計補正予算、第12号につきましては、この度、2,755万3千円を減額し、予算の総額を46億2,901万9千円と致すものでございます。

その主な内容は、13款、諸支出金、1項、基金費、22目、庁舎建設基金費、及び、23目、教育文化施設整備基金費におきまして、各々1億円を積み立てることと致しました。

また、人件費の調整のほか、事業の実績に合わせ、不要額を減額致しました。

次に、議案第5号、令和5年度、池田町国民健康保険、特別会計補正予算、第6号につきましては、この度61万8千円を追加し、予算の総額を2億9,966万4千円と致すもので、事業の実績に合わせ、保険給付費を追加致しました。

次に、議案第6号、令和5年度、池田町国民健康保険、診療施設特別会計補正予算、第5号につきましては、この度124万1千円を減額し、予算の総額を1億8,012万5千円と致すもので、人件費の調整のほか事業の実績に合わせ不用額を減額致しました。

次に、議案第7号、令和5年度池田町簡易水道特別会計補正予算第4号につきましては、この度7,747万2千円を減額し、予算の総額を3億2,086万6千円と致すもので、事業の実績に合わせ不用額を減額致しました。

次に、議案第8号、令和5年度、池田町下水道事業特別会計補正予算第5号につきましては、この度2,197万1千円を減額し、予算の総額を2億1,922万9千円と致すものであります、事業の実績に合わせ不用額を減額致しました。

次に、議案第9号、令和5年度、池田町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号につきましては、この度439万4千円を減額し、予算の総額を5,999万8千円と致すものであります、事業の実績に合わせ、不用額を減額致しました。

次に、議案第10号、令和5年度、池田町介護保険特別会計補正予算第4号につきましては、この度337万7千円を減額し、予算の総額を4億2,748万6千円と致すものであります、人件費の調整のほか事業の実績に合わせ、保険給付費等を調整致しました。

次に、議案第11号、令和6年度池田町一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を、39億5,300万円と定めご提案致すものでございます。

令和5年度、当初予算と比べ1,850万円の増、率にして、0.5%の増となっております。主なものについてご説明申し上げます。

まず、2款、総務費におきましては、1項、総務管理費、15目、庁舎複合施設建設事業費において、新庁舎新図書公民館の建設用木材の事前調達経費として、1億3,806万8千円を計上致しました。

16目、デジタル政策費におきましては、高齢化率の高い池田町において、積極的にデジタルの活用を進める「まちデジUPプロジェクト」の実施には、スマホの普及が不可欠であることから、「みんなにスマホ事業」及び「スマホキャッチアップ事業」の実施経費として、155万円を計上致しました。

次に、7項、企画費、3目、環境推進費におきましては、2040年の脱炭素達成を目指し、再生可能エネルギー導入促進に向けた、各種調査業務として、4,138万9千円を計上致しました。

次に、6目、地方創生推進費におきましては、旧武生高校池田分校校舎を、特定地域づくり事業協同組合事務所などとして活用いたしたいため、施設改修に向けた設計費、350万円を計上致しました。

次に、3款、民生費におきましては、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費において、若者の恋愛、結婚応援事業に103万円を計上致しました。

2項、児童福祉費、6目、子育て家庭支援費におきましては、家事や育児を、家族で一緒に楽しみながら行うことを推奨する、パパ育とも家事手当のほか、ようこそ赤ちゃん事業、ママがんばる手当などに、1,022万1千円を計上致しました。

次に、4款、衛生費におきましては、1項、保健衛生費、3目、保健事業費において、町民の健康の維持・増進に向け、継続的に楽しく運動する習慣を促すため、歩数アプリを用いた「健康マイレージ事業」や、歩数に応じてデジタル地域通貨を付与する「こっポイント事業」など、脳べるプロジェクトの経費として、1,968万2千円を計上致しました。

次に、6款、農林水産業費におきましては、1項、農業費、7目、農地費において、農業の生産性を高める、ほ場整備事業に、1億1,542万8千円を計上致しました。

2項、林業費におきましては、「木望の森100年プロジェクト」の推進に向け、森林資源の整備と、活用の促進を図るため、2目、林業振興費において、地元大径木材の利活用事業などに、3,126万7千円を、4目、林道開設改良事業費においては、林道整備に1億4,354万3千円を計上致しました。

次に、7款、商工観光費におきましては、2項、観光費、4目、新産業開発費において、観光施設の快適性向上のため、ツリーピクニックアドベンチャーいけだへのエアコン設置や、あそびハウス、おもちゃハウスの運営費などに、1,383万8千円を計上致しました。

9目、池田屋運営費におきましては、冠荘などの運営を担っていた一般財団法人池田屋を、いけだ農村観光公社として観光地域づくりを持続的、戦略的に推進、牽引する専門性の高い組織として再編するほか、かずら橋の補修費などに、5,088万1千円を計上致しました。

11目、道のオアシス運営費におきましては、道のオアシスフォーシーズンテラスの施設管理費、1,323万3千円を計上致しました。

次に、8款、土木費におきましては、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費において、道路の維持補修費の他に、除雪用ドーザーの購入費など、1億8,277万円を計上致しました。

3目、道路新設改良費においては、町道改良工事のため、建物の移転補償費など1,869万5千円を計上致しました。

次に、10款、教育費におきましては、1項、教育総務費、4目、入学支度金支給・修学旅行支援事業費において、保護者にとっては、経済的負担の大きい、小中学校の修学旅行経費を、新たに町負担とすることから、400万5千円を計上致しました。

5項、社会教育費、9目、能楽文化振興費におきましては、能面公募展の他、「薪能」の開催経費として、1,476万1千円を計上いたしました。

これらの主な財源と致しましては、1款、町税で2億5,649万6千円を、7款、地方交付税で20億6,700万円を、11款、国庫支出金で2億8,772万4千円を、12款、県支出金で3億331万6千円を、15款、繰入金で4億358万1千円を、18款、町債で2億4,250万円などをもって、措置致したところでございます。

次に、議案第12号から議案第15号までの、各特別会計予算につきましては、総額で10億2,240万円と定め、ご提案致しました。

各会計とも、健全性を保ちながら、目的を果たしてまいりたいと考えております。

次に、議案第16号、令和6年度、池田町簡易水道事業会計予算、及び議案第17号、令和6年度、池田町下水道事業会計予算につきましては、令和6年度より地方公営企業法の適用を受けることから、地方公営企業会計基準に即した予算書となっております。今後も、安定的な給水の確保や河川等の水質保全、適切かつ効果的な施設の整備や維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第18号、池田町会計年度任用職員の給与、及び費用弁償に関する条例等の一部改正につきましては、会計年度任用職員についても、勤勉手当の支給が可能となったことから所要の規定の整備を致すものでございます。

次に、議案第19号、池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、福井県のひとり親家庭等医療費助成事業の見直しに伴い、所要の規定の整備を致すものでございます。

次に、議案第20号、池田町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法の規定により、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定めるため、所要の規定の整備を致すものでございます。

次に、議案第21号、池田町簡易水道事業及び、下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、簡易水道事業及び、下水道事業の公営企業会計移行に伴い、既存の基金及び各会計の剰余金等を、新たな公営企業会計に引き継ぐため、所要の規定の整備を致すものでございます。

次に、議案第22号、池田町わんぱく冒険の森の、設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、子ベンチャーパークへの、来訪しやすい環境整備として、入場料の料金体系を見直すため、所要の規定の整備を致すものでございます。

次に、議案第23号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、道のオアシスフォーシーズンテラスの管理を、令和6年4月1日から一般財団法人いけだ農村観光公社に指定管理致そうとするものでございます。

次に、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定の期間の変更につきましては、指定期間が、令和6年3月31日をもって満了する、池田町おもちゃハウス、及び、池田町あそびハウスの指定管理について、指定期間を令和8年3月31日までに変更致そうとするものでございます。

次に、議案第25号、町道路線の認定につきましては、一般国道476号、白栗バイパスの完成に伴い、白栗集落内の道路を、町道として管理するため道路法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日ご提案致しました、議案の概要についてご説明申し上げました。  
何卒、十分ご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○宇野議長

日程第26 一般質問を行います。これより、通告順により発言を許します。  
最初の質問者 岡村 祐 君

○岡村議員

(議長、岡村)

○宇野議長

岡村 君

○岡村議員

岡村です。よろしくお願いいたします。わたくしから一点お伺いいたします。

令和6年度から森林環境税が国税として住民税均等割を用いて国民全員に賦課されます。徴収された森林環境税は森林環境譲与税となり自治体の森林整備事業財源として各自治体に振り分けられます。

すでに森林環境譲与税は令和1年度より運用され、池田町においても森林関連の事業に充当されています。

まもなく森林環境税の賦課徴収がはじまり、その用途への関心が高まっています。池田町の山林保全のためだけでなく、山林所有者や林業従事者の施業意欲向上につながる事業の提案、集落や農地、道路等の生活環境下における、環境の改善整備など、町民全体に還元されることが期待されます。

つきましては、ここ近年および令和6年度の森林環境譲与税を活用した主な事業について説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○長谷川課長

(議長、木望の森づくり課長 長谷川)

○宇野議長

木望の森づくり課長 長谷川 君

○長谷川課長

私からは、岡村議員ご質問の森林環境譲与税の近年及び令和6年度の活用に関する、ご質問についてお答えします。

まず、森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、木材価格の低迷や世代交代に伴い遅れている森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、令和元年度から都道府県と市町村に対して私有林、人工林面積、林業従事者数及び人口による基準により按分して譲与されています。

譲与税は、法律の規定により森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発などの費用に充てることとされており、

池田町にも、令和元年度から令和5年度までに、134,967千円が譲与されており、令和6年度からは個人住民税均等割と併せて1,000円の森林環境税をご負担頂き、森林環境譲与税として48,895千円が継続的に譲与される事となっております。

池田町の活用方針としては、令和2年度より、木望の森づくり課・木望の森100年プロジェクトをスタートさせ、プロジェクトでは100年の後も生きている山、生かされている木、人が集う森を目指し、美しくたくましい森づくり、森の恵み・木の資源を活かす社会づくり、木の機能を活かす事づくりの3本の柱を基に、森のあるべき姿、林業的価値だけで「森林」を評価せず、災害防止や水源環境、教育や心の休養・エネルギー、という多面的機能で「森林」を育み育てていくために、基本、国・県の補助事業以外の森林整備に資する事業に活用しているところでございます。

次に、これまでの譲与税の充当については、法の規定により項目別に説目させていただきます。

1 項目の森林整備では、林道からのアクセス、傾斜、土壌環境等で、木材生産林、多面的機能林、保護保全林の3タイプに区分した技術研究事業として、皆伐後の効率的再生林及び広葉樹林化、間伐複層林化に向けた技術研究、木材搬出の基本となる壊れ難い道づくりの技術研究、奥地優良木の搬出研究及び択伐による複層林化の技術研究事業を実施しております。

この他、降雨等により被災を受けた町内林道・作業道の機能回復に係る修繕や改良等の補助、町民の生活安全確保のための公道林沿部の支障木の除去および景観整備事業

2 項目の人材育成・担い手確保では、林業先進地の大学派遣や講師招聘による事業全体を含めた技術取得に係る事業。

3 項目の木材の利用促進については、木活・木育施設（通称：ウツラボいけだ）での・木のおもちゃの開発事業や学習机、ウッドファースト木育事業の他、庁舎建設に係る大径材の利用研究事業

4 項目の普及啓発では、木の持つ魅力や温かみに触れるウッドスポーツに係る情報発信に活用しているところでございます。

令和6年度につきましては、これらの事業の他、脱炭素社会に向けた広葉樹の炭素吸収量調査や広葉樹を活かすための施業研究の他、庁舎建設に係る町産材流通、伐採から利用までの一貫システム構築のための委託に活用する事としております。

以上、岡村議員へのお答えといたします。

○宇野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、岡村 祐 君、よろしいでしょうか。

○岡村議員



はい、ありがとうございます。

○宇野議長

これにて、岡村 祐 君の一般質問を終わります。

次の質問者に移ります。

次の質問者 富田重弘 君

○富田議員

(議長、富田重弘)

○宇野議長

富田重弘 君

○富田議員

富田でございます。よろしくお願いします。

発言通告の許可をいただきましたので私のほうから、3点について質問させていただきます。

最初に、3月3日に開通いたしました白粟バイパスに対して、町長をはじめ町職員の皆様には多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。バイパス開通により安全で円滑な交通の確保が図れるとありがたく思います。

さて、私事ですが数年前より水海の集落営農組合やしめ縄生産組合事業に携わるとともに、今年、水海の区長を務めさせていただくことになりました。

そこで、1点目の質問をいたします。以前から町長も触れておられましたが、私も、集落活動の中で、農業は重要な産業であり、大きな役割を担っていると思います。

しかし、最近、組合の皆さんとの会話の中で、こんな意見が聞かれました、要約すると「田んぼ作りから米作りへと成長しなければと思う」「栽培技術、経営技術を学ぶ必要がある」などです。

そして、担い手の活動はあるように聞いていますが、私たち営農組合対象の学ぶ会はないのか、との意見です。

そこで、お尋ねいたします。池田町全体の稲作技術の向上化や経営向上へ向けた育成方針をどのように考えているか。また、担い手等の会にはどのような会があり、どのような活動をされているのか、お尋ねいたします。

次に二点目ですが、新年度の町商工会への事業補助金が、200万円から300万円、100万円の増額となっておりますが、冠山道路の開通などから池田町の交流人口増に向けた取り組みの展開とのことでありますが、どのような計画なのか、また商工会を通した個別補助には使用されはしないのか、現状を教えてください。

次に3点目ですが、区長としても、一議員としても、町長に是非伺いたいのですが、町長は度々、集落づくり、地域づくり、住民自治が重要だと発言されています。私自身も、集落の一員として重要だと実感しております。水海集落でも小水力発電が稼働し売電が開始されました。売電で得た収益の一部を地域の賑わいづくりに利用し活動したいと考えております。

しかし、集落の現場において実行に移すには大変難しいところがあります。そこで、改めて集落づくりに向けての取り組み方策について、町長の助言的所見を伺いたいと思います。以上、3点について、よろしくお願いいたします。

○中村課長

(議長、農村政策課長 中村)

○宇野議長

農村政策課長 中村 君

○中村課長

富田議員からの、稲作を中心とした今後の農政の推進に対する質問についてお答えします。

まず、池田町における農業の基幹は米づくりと考えております。

その中でも、「生命にやさしい米づくり」は地域資源を最大に活用し、生産者、消費者、そこに生息する生き物への安全を目指すとともに、足羽川源流のまちの責任を果たす取り組みとして平成18年度より行われてきました。

この取り組みについては、生産されるお米だけでなく、池田町全体の取り組みとして消費者の皆様からの評価を受けているものと考えています。

町としては、国が目指すみどりの食料戦略の構想も視野に入れ、目下「生命にやさしい米づくり」の意義の再確認と基準の見直しに取り組むこととしております。

またこの見直しは「10年後を見据えた本気の米づくり」として、1点目：生産者の向上化、2点目：生産ルールの一貫化、3点目：生態系の調査とともに消費者交流活動につなげる取り組み4点目：消費者からの信頼性の確保、5点目：販売体制の見直し、以上5つの視点から、新たな取り組みを検討したいと考えております。

その体制としては総合農政推進協議会の下部組織として「農業政策会議」を発足させ協議を重ねることとしています。

新たな運用は、令和7年度からを予定しているところであります。

次に農業分野における担い手の組織にはどのようなものがあるのか、またどのような活動がされているかについてお答えします。1つ目が、有機米生産研究会。

この組織は、今の「生命にやさしい米づくり」活動の始まりとともに品質の高い米づくりを推進し、農家の意識向上、技術の普及など農家の育成を図ることを目的に組織されたものであります。

しかし近年では、農家自身の成長、育成活動はなおざりとなっており、環境保全型農業直接支払交付金の交付事務、また生命にやさしい米づくりの審査のみを主な活動としています。

2つ目に、農ある田家会議があります。

この組織は、担い手農家、集落営農、農業公社職員が集い、農業技術、経営、消費者交流の向上などの共有を目的に活動する組織として発足しております。現在は目立った活動は見受けられておりません。

3つ目に 合同会社いけだファーマーズが組織されております。

この組織は、担い手農家を中心となり活動を行っている組織であり、相互の作業扶助や資材の共同購入に取り組みながら、WCSの共同収穫、堆肥の共同散布、時には地域の農家への助言等も行っていると伺っております。

次に、新年度予算の中で、商工団体育成事業補助金として300万円計上し、うち100万円は冠山峠道路開通対応力強化事業として令和6年限定として計上したものであります。

その内容は、冠山峠道路開通を機に、県内および中京方面に対し池田町、揖斐川町への誘客を増進と、各事業所の経済効果を目的とし、次の3点において事業を実施するものであります。

1つ目が 交流人口増加に伴う商工業者受け皿体制づくり事業として来町者増加に対応すべく、昼食を提供する事業者を対し、新たなメニューの開発やオペレーション等の整備に10万円。

2つ目が 池田町での消費を取り組むための地域情報発信事業として、インターネットを活用し、各事業者への誘客を促すための、マップの作成およびPR広告用の撮影費用に35万円。

3つ目 岐阜県揖斐川町との相乗効果を生み出す事業として、広域スタンプラリーを、中京・北陸地域の高速道路サービスエリアおよび、道の駅にPRチラシとスタンプラリーコーナーの設置費用、およびスタンプラリー景品代として105万円。

以上3つの事業を合わせて事業費は150万円となり、その内、補助率3分の2として100万円を計上しているものであります。

なお補助の交付は事業実績を確認し行うこととしています。議員ご指摘の特定の事業者に補助を行うことは想定してございません。

以上、富田議員へのお答えとします。

○杉本町長

(議長 町長杉本)

○宇野議長

町長 杉本君

○杉本町長

富田議員のお訊ねでございます。村づくり、地域づくりへ取り組む、自治活動の展開方策についてのご質問にお答えします。

集落や地域内における住民の自治活動の取り組み方や、優良事例等につきましては多くの識者や研究者の書物にて報告紹介がなされていますが、私なりの理解として大まかになってしまうかもしれませんがお答えしたいと思います。

まず、地域活性化という活性化の言葉に惑わされてはいけないと思います。活性化とか、村づくりという言葉から離れて、いい地域、いい村にしようと考え、やろうと決めることがまず第1のステップだと思います。

ステップ2といたしましては、いい地域とはどんな地域なのか考えること。また集落の現状はどうなのか、言い換えますと、どの家に、どのような方が住んでいらして、何をされているのか、10年後はどんな状況が予想されるのかなど課題や予想をもって、どのような集落になると良いかを考え、このイメージが目標となるものだと思います。

ステップ3は、「いい地域づくり」のために、活用できる地域の素材は、資源はあるか、探す。目標となる先進地域はあるのか、探す。さらには視察する。

ステップ4といたしましては、「よい地域」の目標に向かって仲間をつくり、話し合い、実践を続ける。といったことになるのではないかと思います。

これは、言うはやすし、実行はなかなか容易ではないと思いますが、しかし「始めなければ、始まらない」「始めなければ、行きつけない」ではないでしょうか。

また「活性化」という言葉から離れましようと思いましたが、地域や集落の活性化を考える時は、地域の沈滞化した活力を取り戻す、蘇らせる、地域の存在価値を作り出す、という意味だと思いますので、その中には「経済的活性化」と「社会的活性化」の2つがあるといわれています。

「経済活性化」は第1次産業をはじめとした、仕事・生業など所得づくりと共に地域内の経済循環機能などを言い「社会的活性化」には、祭りや子供会、老人会など賑わいの盛り上がりを意味するとのことでもあります。いずれにいたしましても、過去をそのまま受け継いでいては全てが縮小していくこととなります。「今あるもの」「新しいもの」の組み合わせをいかに生み出していくか、池田町は重要な時期を迎えていると感じております。

富田議員をはじめ、私も汗を流していれば考えております。

富田議員へのお答えとさせていただきたいと思っております。

○宇野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、富田重弘君、よろしいでしょうか。

○富田議員

1点目についてですが、いろいろな会があり、活動内容もお聞かせいただきましたが今後、町政として会の活動がしっかり行われているかの確認も含め指導していただきたいと思っております。

2点目についてですが、補助金を商工会全体で使用され、決して個別補助とならないよう町政で活動内容を確認し管理していただきたいと思っております。

3点目についてですが、再度町長にお伺いします。お話は分かりましたが実行に移すカギやポイントがあれば教えていただきたいと思っております。

○杉本町長

(議長 杉本)

○宇野議長

町長 杉本君

○杉本町長

大変漠然とした、的を得てないお答えだったかもしれませんが、地域づくりについては万能薬があるとか特効薬があるというものでは無いと思っております。

先ほども申しましたが、危機感と言いましようか、危機意識を持たれた方が、「やろうと」いい村づくりに挑戦しようというふうには、「先ず決める、やるんだと」、やろうということをまず決めていくことが、一番の究極かもしれませんが、一番大切なことと思っております。

そして、こういう地域づくりは、好きな者たちが集まっているその地域というものは、何とかクラブとかの様に、好きな者とか、気の合う者だけが集まっている訳ではありませんから、批判もあるでしょうし、足を引っ張るようなこともあるでしょうし、当然反対されることもあるのかも知れませんが、やはり決めて、話を進め、思いを届け、仲間を作り、その輪を広げていくことが、それしか道はないのかなという風に自分は思っております。

富田議員は水海の方ですから、1つの事例を私もよく頑張ったなという場面にあったことがあるんですけど、もう35年余り前になります、水海の集落で、当時の転作については個々でしていたものですが、水海のある中年壮年の方が提案をされて、その方は水海集落の役員さんをされていた訳ではないんですけど、「これからは皆で力を併せて転作を団地化して、あるいはその団地化した転作地というのは、いわゆるブロックローテーションみたいなものに取り組みなければいけないだと、それが一人一人農家のためにもなるし、全体のプラスにもなるのではないかと、集落の集まりの中でご提案をされました。

しかしその当時、もう40年近くも前の話ですから、あまり売れなかった、みんながそうだそうだと、言わなかった。

前に進まなかったんですけど、その人はあきらめなかった。

水海には班編成が9つありますけど、大体20軒余りの班の人たち、その20軒の人たちに今度は説得して、こういうことに取り組むべきだ、こういう事に取り組むべきなんだ、こういうことにすることが、一人一人のプラスになるからやろうぜ、やりましょうということになったときに、その20人の班の人たちが「そうかと」、一回やってみようかというような事でやられたと、それが今の、今の水海集落の生産組合を作ろうということにもなりましたし、今や団地化して転作に取り組むことは当たり前だし、ブロックでローテーションすることは当たり前になりました、水海はその地区が始めたことが、池田町全体の団地化につながり、ブロックローテーションがある意味理解できるように町全体がなった。

今全国的に、団地化というのでしょうか、そんなことしないようなところは無いのですから、そういう風になってきた。

また、その事から始まって、水海集落では水海集落の振興計画を作ろうではないかというような動きまで来て、あれは平成10年前後ですかね、それこそ役員さんというのではなく、いろいろな方が集まって水海をどうゆう風にしていこうというようなところまでつながったという、良き事例が富田議員の地元にはあるわけですから、もう一回時代も進んできました、今富田議員も中心になられて、小水力発電、かなりの大きな費用を皆さんで持ち合えながらその事業を始められた訳でありますから、私はまだまだその芽を伸ばしていける、そういう素地が水海集落、富田議員なりにはあるのではないかと思います。

ぜひ一度に大股で行くようなことは無いかもしれませんが、10年後の水海集落はどうだと、どういう状況になるのか、ならば今からどういう風に取り組むんだと、というような話し合いをしていただいて、こつこつとした一歩かも知れませんが、確実な一歩を歩んでいただければと、私個人的にも、また役場の事業としてもバックアップ、ご支援できることがあれば精一杯も応援をさせていただきたいと思いますので、共に汗を流していかしていただければと思います。

このような答弁でご理解いただきたいと思います。

○宇野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、富田重弘 君、よろしいでしょうか。

○富田議員

(議長 富田)

○宇野議長

富田重弘 君

○富田議員

只今は大変ご丁寧な答弁ありがとうございました。

私自身もなかなか難しいかもわかりませんが、一步一步まず事を始めるということ、これからやっていきたいと思えます。

今後ともご指導よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

○宇野議長

富田重弘 君の一般質問を終わります。

次の質問者に移ります。次の質問者 丸石純一 君

○丸石議員

(議長、丸石純一)

○宇野議長

丸石純一 君

○丸石議員

丸石 純一です。大きく2点にわたり質問をさせていただきます。

池田町運転免許自主返納バックアップ事業補助金について伺います。

高齢者が運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを進め、かつ返納後の外出機会の確保についても支援を図るため、運転免許を自主返納した高齢者に対し交通事故の無い安全安心なまちづくりを推進することを目的とした補助金が令和4年4月から令和7年3月31日までの事業となっております。

池田町の補助メニューでは町内タクシー2万円、またはマイバスの運賃が3年間8割引きの補助バスを行っております。

池田町では年間8～10名が自主返納されていると伺いましたが、この期間の問題により70歳以上ですでに免許を自主返納されており、この事業を活用できなかった方、現在自主返納を考えているが、年齢的に本事業に当てはまらない方がいらっしゃるかと思います。

そのためにも、本事業期間の延長を検討していただくだけではなく、年齢の引き下げなどサポートし対象者の拡充を検討しても良いのではないのでしょうか。

池田町で提示している2つの補助メニューのうち、ほとんどの方が自主返納後タクシー券を希望し、マイバスの3年間8割引きのバスを選択していないとも伺いました。

ちなみに福鉄バスでは60歳以上の免許返納者の方を対象に割引サービスを実施しています。

とある高齢者の話ですが、路線に近い家だとバスを有効活用できるのだろうけど、買い物に行ってもバスから降りたら荷物を持って家まで帰るのが大変だ。押し車や自転車バス停の近くに置いて荷物を何とか載せて一人漫才しながら帰っている、ただ最近足が痛くてバスも乗れなくなると伺いました。

現状の公共交通を活用できるのは高齢者であっても比較的若い年齢の方が、路線の近くに住んでいらっしゃる方だと思います。

このような状況で車の免許返納を戸惑っている方に対し、安全にそして安心して暮らしていただけるよう、免許返納後のサポートを検討していただくとともに、自主返納バックアップ事業の期間延長をお願いでしょうか。

池田町の脱炭素ビジョンの計画を読みますと、行政の役割としては地域公共交通の充実強化という計画が記載されています。

先日も永平寺町に行き、近所タクシーの仕組みを勉強しに行っていました、地域住民の共助による地域のための新たな移動手段の構築と、高齢者の外出支援などを目的に永平寺町内の一部の地域で近所タクシーが稼働しております。

近所タクシーは事前予約制であり、自宅から町内指定目的地を結ぶ「ドア to ドア」運行で、ドライバーも地元住民の方が運転しております。

優れた取り組みで、池田町でも何か取り入れることが出来ないかと感じたところです。

また、自治体ライドシェアなど行政と住民が協力しながら、一般ドライバーが自家用車を使って有料で人を送迎できるような仕組みを21の自治体で検討を進めているようですが、池田町内においても「ドア to ドア」のサービスを住民と一緒に検討していけないでしょうか。

「ドア to ドア」のサービスが増えると高齢者が安心して生活できるだけでなく、観光客の増加にもつながると思いますが、それと同時並行的に整えていかなければならないのが池田町へのアクセス方法だと思います。

マイバスは路線バスではありませんが、福井駅から池田町へアクセスできる方法の1つです。ヤフーやグーグルなど、乗換案内などにしっかりと表示されるように取り組んでいくべきではないでしょうか伺います。

2点目、フォーシーズンテラスのテナントについて伺います。

公募について、公募がなかったと聞きますがまずは単刀直入にそのような状況になったのかの分析を伺います。

町営で行うとのことですが当然公募した内容、つまり年中無休の運営、ただし年末年始は休業といったようにその他の公募条件に沿って行っていくべきと考えますがいかがでしょうか。

2年後にまたテナントの公募を実施すると考えますが、公募に応募された新たな業者がテナントを出す際の必要な備品は今回の様にすべて買い揃えないといけないのでしょうか。

この度町が直営で負担し購入するならば、それらも全て今後貸与備品としたほうが良いのではないかと考えますが伺います。

以上、二点の一般質問にご回答をお願いします。

○森川課長

(議長 総務財政課長 森川)

○宇野議長

総務財政課長 森川君

○森川課長

わたくしより、丸石純一議員の運転免許自主返納に関するご質問にお答え致します。

現在の池田町運転免許自主返納バックアップ事業につきましては、令和7年3月末までの事業としております。

この事業は、議員もご発言のとおり加齢とか病気等に伴う身体機能の低下などにより、運転に不安を感じている高齢者が、運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを進めることを目的としています。

そのための支援の内容としては、タクシー利用補助券の交付、マイバス運賃の補助というものを行っており、支援はお一人につき1回限りとしております。

町としましては、安心して外出できるように、自主返納された方も含め自分で運転ができない方に対しては、「無料のなかま号」であるとか「町内タクシー事業所の乗車料金の半額を負担するふくタク支援事業」を行っております。ぜひそれらをご利用して頂きたいと考えております。事業の期限延長につきましては、事業期間が終了する、令和7年3月末までに、事業の効果等を見極めながら検討していくこととなります。

また、新たな交通サービスの検討につきましては、池田町はなかま号やふくタク事業の他にも、マイバス事業、路線バスの乗車料金や定期券の補助など、多様な外出支援策を実施しておりますので、現在のところ具体的なサービスについては考えておりませんが、県が行うライドシェアの実証実験等については、これからも注視したいと考えております。

次に、グーグル等での乗り換え案内についてですが、今それは対応中となっております。

具体的には、福井県と調整を図っております、その調整が終了すればグーグル等が経路検索に活用できるオープンデータというようなものが作られますので、それをグーグル等が実際活用するということとなります。

明確な時期はわかりませんが、対応中ですのでマイバスもグーグル等での経路検索が将来的に可能となるというふうに思われます。

以上、丸石純一議員のご質問のお答えといたします。

○中村課長

(議長、農村政策課長 中村)

○宇野議長

農村政策課長 中村 君

○中村課長

丸石議員からの、道のオアシスフォーシーズンテラスの飲食テナントに関する質問にお答えします。

まず、直営で行うとの前提でのご質問ですが、今回の議会において、一般財団法人池田屋に指定管理を行う議案を提出しておりますように、施設全体は一元的に池田屋が行うこととしており、池田町役場自身が経営を行うといった意味での直営ではないことを申し上げます。

それでは最初のご質問の、飲食テナントの公募を行った結果、応募者がいなかった要因は何かとの質問についてですが、まず、テナントの公募の内容と結果からご説明します。



公募については、指定管理者に全面的に委ねる前に、飲食エリアのみの管理を行う組織・団体を募集し、様々な飲食サービスについてご提案を聞く趣旨をもって公募いたしました。

飲食テナント者の業務範囲は、物販商品の仕入れや販売業務、店舗清掃を含めてすべてにおいて業務を負うのは難しいと判断し、飲食サービスの業務のみであり、かつフロア清掃なども不要という条件としました。

また、経費の負担については月売り上げの8%に加えて、月2万円の光熱水費の負担として管理者に納付する条件の一方で、レジの手伝いや商品の補給、清掃等を業務に含め行った場合には指定管理者から別に委託料を支払うこととしており、人員の確保が出来れば、屋外での売店営業に比べても有利であると考えておりました。

このような条件においても、出店希望者がなかったことについては、こってコテいけだのマルシェでの出店など、他の場所での営業に魅力があったのではないかと、また施設全体の指定管理ではなく飲食ブースだけのテナント募集であったため、事業規模が小さいといったことが理由ではないかと考えております。

次に、指定管理者が飲食のサービスを管理する場合でも、公募した内容で運営を行うべきでないかとの質問にお答えします。

今回応募者がいなかったため、飲食部門も含め指定管理者である池田屋が全体を管理する形となります。

指定管理者に対しては、施設管理、清掃、物販、飲食など全体に創意工夫をもって運営管理を求めるものであります。

なお、道のオアシス運営計画では年未年始以外は無休としていましたが、現在は毎週木曜日を定休日として、スタッフの勤務体制に配慮した運営を計画しております。

最後に今後のテナント募集につきましては、現在の指定管理を4年間としたため、この期間内は、指定管理者の判断において行うものと考えております。

以上、丸石議員へのお答えとします。

○宇野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、丸石純一 君、よろしいでしょうか。

○丸石議委

(議長 丸石)

2点伺います。

先ほどの公募に関しての再質問を先にさせていただきます。

今回公募で数社が集まったと伺っておりますが、その際に譲歩案というか、こうしたら入れるというような状況があったのでしょうか。

もしくは出した時点で手ごたえないような説明会、説明だったのでしょいか伺います。

2点目の、道路というよりも外出支援に質問ですけど、この質問をするにあたって各種の計画を改めて確認させてもらいました。

少し長くなる再質問ですけど、池田町には観光村づくり計画というものが令和6年度までの計画もありますし、その中で推進会議といったものが年度ごとに具体的施策の実行計画を立てるとともに、進捗状況の把握を行いますとも書いてあります。

このような中で社会情勢や、町に大きな状況変化があった場合は推進会議で計画の見直しをしますとありますが、先ずこれはコロナ禍の中で計画の立て直しなどはあったのでしょうか、実際そこについて伺います。

さらに、池田町の総合戦略を基にした67回の地域再生計画によりますと令和9年度には、入込観光客数が50万人と設定されているかと思えます。令和9年には50万人ということですので、現状、村づくり計画の中では、6年度に25万人の計画をし、そこから年間25万ずつになるが、3年で倍増するという計画も出されています。

その中でさらに今年の2月には池田町脱炭素ビジョンも出来ておりまして、こちらは2040年までの計画ですが、その中で池田町では暮らしに合った環境に優しい交通システムのデザインを2040年の目標と定めており改めて今回、冠山トンネル開通そして北陸新幹線の開通になりますが、多くの観光入込客数が有りました、冠山峠が抜けた地点でかなり町内はあたふたした状態で、なんだったらもう少し少ないほうがいいというような、年配の方ですけど道路が渡れないというような、ネガティブと言っているのか、やっぱり行政側でもう少し安全対策を練っていれば解決できていたかもしれない状況にも陥っていたかと思えます。

その中で改めて役場として、観光面においても、そして池田町で暮らしている町民に対しても、目標達成していくために地域の交通課題にまずはしっかりと目を向けて、今は何をしていくべきかという、これは会議なのか聞き取りなのか分からないといえ、分からないですけど、そのような状況であるということをお伝えするとともに、実際に計画の中で設けている、そしてこれら町民と行政が二人三脚で進んでいかないといけない部分もありますので、現状の交通システムデザイン会議等の計画しているのかを伺います。

すみません、計画がいくつか重なっておりましたのでよろしくお願いします。

○中村課長

(議長 農村政策課長 中村)

○宇野議長

農村政策課長 中村君

○中村課長

それでは、道のオアシスフォーシーズンテラスの公募の中で、現場説明をしましたその後、質疑等を受け付けた流れでございます。

その中でご質問の、テナントになるには譲歩案とか、見学にこられた方々の手ごたえというようなものがあつたかのご質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

実際、年末に現場説明を実施しました。先ほども申し上げたようにその後、年明けから質問等の受付、その中では特段の一步入つたようなご質問はなかったと私は記憶してございます。

よって、お言葉を借りて言うなら、手ごたえというところまでは感じられなかった。というのが私の感じたところであります。

私のほうからは以上です。

○森川課長

議長 総務財政課長 森川

○宇野議長

総務財政課長 森川 君

○森川課長

各社の交通政策につきましては、池田町の地域公共交通会議というものがございますので、その中で検討を進めていくものと考えております。

以上です。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、丸石純一君よろしいでしょうか。

○丸石議員

(議長 丸石)

○宇野議長

丸石 純一君

○丸石議員

公募に関していえば、やはり公募を出すからには、事前にというが、言い方はおかしいですけど、ある程度の子測をされて動いていたのではないかと思いましたが、なぜ無かったのかということ伺わせてもらいました。

そして、交通会議あるということで確かに、ライドシェアについても動きがあるということで、計画にそって動かれているのだなということで、改めて現状の把握もよろしく願いいたします。

以上です

○宇野議長

これにて、丸石 純一君の一般質問を終わります。

○宇野議長

次の質問者に移ります。次の質問者、宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

(議長 宇野邦弘)

○宇野議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます。

通告で求めた3項目の質問の前に、私からも改めて、あの能登半島地震で亡くなられた方、大きな被害を遭われた方へのお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

池田町からも、救援活動に参加されたと聞いております。関係者みなさんへの敬意を表する次第です。

3月11日の北陸中日新聞の一面トップ、避難計画作れない、道路寸断、悪天に逃げなし、福島事故も避難で混乱、原発の点でも本当に不安です。

やはり、日本列島地震活動期、こういうところに原発はいらない、改めて思うものであります。

そうした防災対策も含めて、ぜひ町としての検討を求められているのではないのでしょうか。

以上前置きといたしまして、一点目、繰り返しになります。学校給食無償化の問題です。県内でも従来から無償化している永平寺町、高浜町に続いて、今度は南越前町や越前町も完全無償化に来年度から踏み切ります。

全国でも大きな流れになっています。教育委員会にお聞きします。

来年度予算編成、平成6年度時の予算編成時に給食費の保護者負担軽減について、教育委員会や教育委員会事務局の方で何か論議されたのでしょうか、町長に予算査定で求めたのでしょうか、お聞きします。

町長にも行き来します。給食無償化の県内自治体の今の流れや全国の流れをどこまで把握されておりましたか。

予算査定の段階でどのように対応されたのでしょうか、簡潔にお聞きしたいと思います。

脱炭素宣言や、バイオマス熱利用、小水力発電、森林整備の方策、様々先進的な取り組み、池田町展開しています。

なぜ給食費については全国の流れに合流し、踏み切る、ここが私、不思議でたまりません、以前の議会で、町長は「なんでも無償が良いとは思わない」という答弁をし、40年も50年も前の老人医療の無料化になった時のコンビニ受診、モラルハザード、こういう答弁がありましたけど、やはり今に至ってもものそういう考え方あるのですか。

9月議会には、国が決めたら池田町もやる、しかし、うんぬんかんぬんということで発言もされています。見解をお聞きいたします。

昨年3月31日発表の政府の、異次元の少子化対策のたたき台では2024年度から国が自治体に一定額を支給し、給食費の保護者負担をなくすことも検討課題に入れました、内閣府が公表したこども未来戦略方針では、学校給食費の無償化を実施する自治体の成果、課題や実態調査を速やかに行う、こう公表しました、そして今年2月の衆議院予算委員会で岸田首相は立件民主党の質問に対し、格好給食費無償化について実態調査をして結果を6月までに公表する、答弁しています、私、国の施策待ちにならずに決断を求めるものです。

池田町の来年度の小学生69名です、中学生41名です。こうした子供たちまさに池田町のこれからの希望です。

ママがんばる手当など町独自の支援策、それはそれで評価いたします、それならば再度進んで決断をしていただきたい。

是非、他の市や町に遅れをとらないように改めて求めるものです。

2点目、空き家対策といけだ暮ラッセルの取り組み体制強化の問題です、7箇条問題は波紋を呼び寄せましたけれども、それを乗り越えて今日の社会的要請の下で、池田みたいなところに住みたい、水も空気も良いとこだ、という希望者も私も何人もから相談を受けています。

空き家対策は主にとっても、空き家をどうするか気が重い、壊すのもお金がかかる、深刻な問題です。

池田町第2期 池田町創生総合戦略、この中で自治運営活動と連携した空き家対策の推進という項目がありますがけれど、この項目の中でこの戦略では人口の減少や不在地主の増加で課題となっている廃屋、空き家管理のためいけだ暮ラッセルのビジネス化とともに地域自治運営活動と連携による空き家対策を推進する、こう謳っていません。これはその後改定されているのでしょうか。

消防による実態調査によると空き家件数は、令和2年で77軒あるという、同様議員への答弁がありますけど、この空き家対策についても総合戦略の中では有効活用を図る、危険家屋を無くす、空き家管理まかせてハウス事業（仮称）や廃屋処分制度、クラッシュアンドビルと事業（仮称）を令和4年度に創設するなど目標を掲げています。

そこでお聞きいたします。危険家屋の問題です家主のみならず、近所からもいつ倒れて来るか不安、こういう声も出ている家屋もあります。

現時点で町として把握している危険家屋、準危険家屋といえますか、特定空き家といえますか、そういう現状はどうなっていて対策はどうなっているのか、県内のいくつかの市町は国の空き家再生等推進事業という法律、事業を活用して解体の補助事業を実施しています、景観の上でも安全の上でもこうした補助体制必要と考えますがいかがでしょうか。

もう一つ、活用できる空き家、役場の暮ラッセルを中心に、登録、紹介も行われています、先ほどの池田町地方創生総合戦略では、空き家活用の点で、空き家を新たに購入する場合、または町内の空き家を貸すため、もしくは空き家を借りる人が空き家の改修を行う場合、その費用の

30%上限200万円を補助する。また集落内の空き家をシェアハウスなどに改築する場合、その費用の30%上限300万円を補助するいずれも居住者の集落での活動参加を条件とし町内の業者で改築する場合は上限額を引き上げる。ここまで総合戦略では謳ってました。

しかし現状は、この目標は何処へやら、そればかりか古民家改修補助金 以前ありました、無くしてしまいました。

私も何人もの方から池田に移りたい。空き家紹介して、こういう相談を受け対応もしてきましたけども、ある方なんかは、まとまりかけても結局土壇場でダメになる、なかなか単純には進みません、そこでお聞きいたします。

いけだ暮ラッセルの登録件数、この間暮ラッセルの紹介で空き家に移住された件数などどうなっているのでしょうか。

暮ラッセルの役割は、紹介斡旋だけなのか、どこまで携われるのか、家主も、移住希望者も町外の方です、結局役場の暮ラッセル担当者も日曜日休日を出勤して一緒に同行しなきゃいけない、まさに地方戦略の目標に掲げているように、暮ラッセルの体制強化を改めて求めたいと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

最後の3点目、食料農業農村基本法改定の動きに対して、町長の見解を求めます。

岸田政権は2月27日日本農業の農政の在り方を示す、食糧農業農村基本法の改正案を閣議決定し今国会で成立させようとしています。目的は戦争に伴う食糧危機や地球温暖化、環境と調和

のとれた食料システムの確立などと言っていますが、しかしカロリーベースで38%まで落ち込んだ食料自給率の向上という大きいな大事な目標は実質投げ捨てて、こういう中身になっています。

ご存じのようにロシアのウクライナ侵略による小麦などの高騰もありますが、根本的には8億3千万人が飢餓状態、世界的な食料不足、地球規模での環境問題とあいまった食糧危機の状態になりかねません。

引き続きアメリカの余った農産物の吐き口とされて輸入自由化をどんどん進めてきた、先ほどの同僚議員の質問と町長の答弁にありましたように様々な地域で、農業と米を守る努力をしているのです、まさにこういう努力を反故にする、そういう危険な改正案じゃないかと思っています。

食料の安定供給とは言っていますが、食料安全保障の確保、国民一人がこれを入手できる状態の確保が必要だと改定案では謳っています。

健康法では、輸入および備蓄等を適切に組み合わせる、こうしていたものをこの改定案では安定的な輸入および備蓄の確保を図る、まさに食料自給じゃなくて食料輸入の位置付けを強化しています。

併せて、米麦大豆などの食料が不足する場合には、政府が生産者に増産や生産転換など指示できる食料供給困難事態対策法（案）なども決めています。

平時における食料自給向上を投げ捨て、不測の時には国民に芋やあれを作れ、罰則まで付けるという案であります。

こうした岸田政権の農政、食料自給率を投げ捨てる方向、是非杉本町長のお考え見解をお聞きいたします。

農地でのソーラーシェアリングや耕作放棄地での太陽光発電、小水力発電、木質発電、いろいろ地産地消の流れ、それこそ農業を基本にしながら求められていると思います。

この質問のついでに、最後ですけれども池田町でもその一つとして小水力発電事業河川流量調査委託料700万が来年度予算で盛り込まれていますけれども、その中身積極的だと思うのですが、具体的その中身をお聞きして私の質問といたします。

○飯田局長

(議長、教育委員会事務局長 飯田)

○宇野議長

教育委員会事務局長 飯田

○飯田局長

宇野邦弘議員の学校給食無償化についてのご質問にお答えします。

県内自治体の学校給食無償化の動きを把握したうえで、無償化について議論を行ったのか、とご質問ですが、令和5年2月末に福井県が実施した市町アンケートの結果では、令和6年度に無償化を行う自治体はすでに実施済みも含めて、3/17という状況であることは把握しております。

宇野議員のご質問の中では、南越前町を含めて4自治体ということでありました。

令和3年の全国調査で給食費のデータがありますので全国と池田町を比較しますと、小学校の給食費、全国平均月額が4,477円に対し、池田町の給食材料費は5,580円かけています。このうち、保護者に負担いただく額は3,800円であります。

中学校の給食費は、全国平均月額が5,121円に対し、池田町の給食材料費は6,840円で、うち保護者負担は4,200円であります。

池田町では、かかる材料費の7割ほどを保護者に負担いただいている状況ですが、全国水準と比較すると、質の高い給食を、低い保護者負担額で提供していると言えます。

なお、保護者から徴収する給食費月額については、令和4年に平成4年と、約1割の値上げを実施してから、これまで一度も改定することなく、据え置いております。

町の、義務教育期間における子育て支援としましては、これまでの入学支度金支給制度に加え、町長の施政方針にもありましたように、校外学習や修学旅行の保護者費用負担について、県内では初めて、実質無料化することとしておりますので、給食費については、引き続きご負担いただくことを、ご理解いただきたいと考えております。

現在、政府では、異次元の少子化対策に挑戦する、とした「こども未来戦略方針」で、学校給食無償化の実現に向けた実態調査や課題の整理を行い、具体方策を検討するという方針が示されております。

今後、国、あるいは県の政策として無償化が制度化されれば、池田町としてもそれに準ずることになりますが、現状においては、利用者に応分の負担をお願いしたいと考えております。

以上、宇野邦弘議員への回答とさせていただきます。

○森川課長

(議長、総務財政課長 森川)

○宇野議長

総務財政課長 森川 君

○森川課長

わたくしより、宇野邦弘議員の空き家対策といけだ暮ラッセルに関するご質問に、お答え致します。

空き家の解体補助につきましては、池田町創生総合戦略にも記載しているように、集落の自治活動と連携した空き家対策の推進を図りたいと考えております。どのように連携していくか現在検討を進めているところでございます。

次に、国の空き家再生等推進事業の活用についてですが、この補助金を活用し空き家の活用とか、空き家の除却を行う場合には、跡地等を地域活性化のために計画的に利用する予定があるものに限るということになっています。

いずれにしましても集落の自治活動の取り組みが必要であることから、集落と連携した取り組みが制度化できれば、補助金の活用も検討してまいりたいという風に考えております。

あと池田町において老朽空き家という形で整理しておりますが現状15件が老朽空き家という風に考えております。

次に暮ラッセルについての質問ですが、平成28年度の開設以来、58件の空き家の登録がありまして、36件の家屋が活用されております。現在の空き家登録件数は14件となっております。

クラッセルが担っている業務としては、空き家バンク事業としての空き家の登録、斡旋のほか、区長さんへの入居者の紹介などを行っております。

空き家バンク事業以外にも、求人情報や町営住宅の情報を提供するなど、定住に向けたサポートも行っております。

ただし、暮ラッセルは不動産業ではございませんので、売買・賃貸の契約に関する仲介事業や、不動産の管理事業等については行っておりません。

また、現在、各集落の区長さんと空き家の実態調査を実施しております。空き家の活用や町営住宅の整備、そして、移住者の受け入れには、やはり、集落の主体的な取り組みが必要不可欠と考えております。

繰り返しになりますが、空き家や移住定住に向けた対策は町だけでは効果的な取り組みにはなりません。集落や地域の主体的な取り組みと連携してこれからも進めてまいりたいと考えております。

以上、宇野邦弘議員のご質問のお答えといたします。

○杉本町長

(議長 町長杉本)

○宇野議長

町長 杉本君

○杉本町長

私から宇野議委のご質問にお答えしたいと思います。

まず給食無償につきましては、今ほど飯田局長よりお答えいたしましたとおりでございますけれども、私も何回もお答えさせていただいておりますけれども、何もかも無条件で無料化にしていくのだという制度は、私としてはいかがなものかなと思っております。

次に、空き家廃屋対策等につきましてのご質問、これも森川課長のほうからお答えさせていただいておりますけれども、空き家廃屋等に対する対策、対応の要請につきましては区長会からも根強い要請も出されておまして、実際には町としても制度設計をいたしております。

しかし私といたしましては、町民の意見の中に対立する意見も根強いところがございます、議会にご提案するのを躊躇している状況であるというのが現状でございます、ご理解を頂ければと思っております。

次に、改正食糧農業農村基本法の見解についてのお訊ねでございますが、私としては、政府や国の農政にかっかしくなくてもよいのではないかと、宇野議員のご指摘だと私も同じようなことだと思っておりますけれども、混迷が続いている日本農業、その中で国の制度設計もされ、農林水産省の皆さんの苦勞は大変だなどという風に思っております、国政での農業政策の改正、そういったものにつきましては別に逃げるわけではございませんけれども、国会できちんとご議論を頂くべきだと思っておりますし、食料自給率というお話も出されましたけど、私は食糧自給率という数値目標が大事ではなく、何に取り組むのかその結果をどこにつなげるのかという議論をしっかりしてい



ただき、その先に自給率というような数値目標があるのならそれを唱えるべきではないかと思っております。

そして私も思っているのですが、そもそも日本に農業は大切に国産の食料を守るべきだ、その基盤である農地は守るべきだといった国民合意はあるのでしょうか、また農業者においても良い農産物を国民に届けようという気概はあるのか、ここがやっぱり私としては疑問が大きいというか辛いというか、そういうような事であります。

ある学者の方がこうおっしゃっておりまして、日本農業は形ばかりの張りぼて化に向かっていると指摘しております。

また、こうも指摘されておりまして、政治家といえる人たちは農政を議論するのでは無く、農家を弱者に仕立て、農林水産省やJAを悪者にして補助金を引っ張り出そうとしている、日本農業の実力と危機の現実が議論されていないと指摘されていられしやります。

私はこのように日本農業を論じる力などはございませんけれども同調する点は多々ある。

私は改革派であれ、保護派であれ日本農業の張りぼて化という厳しい現実を受け止め、本当の問題は何処にあるのか、どのような方策が必要なのか、危機を自覚しての検討が必要だと思っております。

そして池田町の暮らしを支えてきたのが農業と林業であります。

また農業が営まれることで、環境や風景が守られるとともに協働して暮らす、地域の相互扶助機能を培ってきたと思っております。

しかし近年は人口減少をはじめ、社会の個人化の進行によって、様々な要因によって農業振興の足踏み化、集落機能の脆弱化が見受けられるようになってまいりました。

私としましてはこれまで取り組んできた地域資源循環型農業、すなわち地域の資源という自然的、人的、文化的、社会的資源をつなぎ合わせ協働することで、農家にとっても消費者にとっても利益を分かち合える農業を推進すべきと考えております。

選ばれる農業を選ぶ、ということが重要と考えております。

現況は容易ではないことからこの度、農業政策会議を設置して事にあたってまいりたいと考えております。

今後の、池田づくりの根本になると私も宇野議員と同じような気持ちでおります。

誠実に汗をかいてまいりたいと思います。引き続きのご指導いただくようお願い申し上げます。次第でございます。

○教育委員会事務局長

(議長 教育委員会事務局長 飯田)

○宇野議長

教育委員会事務局長 飯田 君

○飯田局長

今ほどの私の答弁の中で、給食費の値上げの時期について発言したところがあったのですが、正しくは平成4年に値上げをしているのですが、発言の中で、令和4年と言いついて間違えて言いましたので、お詫びして訂正させていただきます。正しくは平成4年からでございます。以上です。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいでしょうか。

○宇野邦弘議員

はい

○宇野議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

3点ばかり、空き家対策に関わる、先ほどの町長が、区長会からも空き家、そういう家屋対策で制度設計を考えているけどもいろんな思いもあって、まだ議会に提案するに至っていないと、もう少し触れられる点があるならば、どういう問題があって今の論議上は報告できないのかお聞きしたいと思います。

給食費問題ではいろいろやっていることは評価いたします。ママがんばる手当や入学支度金など、だったらなぜ踏み切れないのかというところが今一わかりません、これは意見です。

○杉本町長

(議長 町長 杉本)

○宇野議長

町長 杉本君

○杉本町長

ちょっと申し上げられないです、うまく申し上げられないので控えさせていただきたいと思えます。

それはなぜかという、何かはどこかにあたるような、あたってしまうとしょうがないのでまた別の機会に、二人きりでとはというわけにはいきませんが、ご要請でありましたら、こんな意見もあって、こういう意見もあって、ある意味我々が股裂きのような状況にもなってもいけないし、またその提案をしたことで、対立的なことが起こってしまってもいけないので、やらないとかそういう問題ではなくて、私自身がちょっと躊躇しているというようなことで理解を頂ければと思います。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいでしょうか。

○宇野邦弘議員

はい

○宇野議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

今の町長の答弁は分かるようでわからない答弁でした、今後は非、具体的に廃屋、空き家対策が進むようにいろんな方策よろしくをお願いします。という点を触れて終わります。

○宇野議長

これにて宇野邦弘君の一般質問を終わります。

次の質問者に移ります、次の質問者、清水隆二君

○清水議員

(議長 清水)

○宇野議長

清水龍司君

○清水議員

清水龍司です。この度、1月1日の能登半島地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や被災された方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今回1点の質問を行います。「結婚退職勧奨」についてです。この結婚退職勧奨を今後一切やめていただけるよう話を進めて参りますので、杉本町長よろしくお願い致します。

過去、丸石議員より2020年6月議会において、役場職員同士で結婚した場合、「結婚退職勧奨について」質問が行われました。

当時、結婚退職勧奨は人事の内規として「1993年から勧奨を行ってきた」と、溝口副町長が答弁されており、議会だより第14号を参照しますと「地方公務員法上、勧奨制度に基づいて辞めることを強制はできない。あくまでも協力を求める。働き続けたいと希望した場合でも不利益な扱いは決してしない。退職勧奨はするが、働き続けることは可能である。」と、おっしゃられています。

結婚退職勧奨は、地方公務員には一部適応されないものがありますが、「男女雇用機会均等法の違反」、「結婚の自由を制限することによる、基本的人権にあたる」可能性もあります。裁判例としては、過去に他県の自治体で結婚時にどちらかが退職するまでの誓約書を提出、退職処分を受けた職員が不当だと訴えたところ、処置が「違法」と判断された判例もあります。

また法律でも憲法でもないのですが、労働者・職員にとって、退職勧奨に応じ職を辞した場合、今までの生活水準を維持できなくなる可能性があることも、今のご時世 念頭に置くべきです。

池田町で働くことを選び、町民の生活のために日々尽力をし、これから家族を持って暮らしていこうとしている方の人生を大きく左右することになります。

能力がある職員を失うことは、池田町にとって、町民にとって、大きな損失です。結婚退職勧奨によって、空いた職員の仕事は今の職員によって賄わなくてはなりません。ただでさえ職員の数少なく仕事量が多いところに、追い打ちをかける状態になりかねません。法律でもギリギリ、

職員労働も圧迫、勸奨を行う時間も無駄、そんな「結婚退職勸奨を守り続け行っていることに疑問しかありません。

ここからが質問になります。現在もこの町は結婚退職勸奨をおこなわれていますが、2020年6月から現在までの間に、「何人の職員に勸奨を行ったのか」「勸奨を受けても働き続けている職員はいるのか」「誰が、何回、一回当たりどれだけの時間をかけて勸奨を行ったのか」お答えください。

またこの場で、「古い考え方である、この結婚退職勸奨をやめる」と言ってもらえると、私としても再質問を行うことがなくなるので嬉しいのですが、いかがでしょうか？お答えください。  
以上です。

○副町長

(議長 副町長 溝口)

○宇野議長

副町長 溝口君

○副町長

只今いただきました清水議員の質問にお答えをいたします。

前回の答弁で私の方からお答えいたしました。が、勸奨退職を行っている理由といたしましては、まず新婚夫婦であることによる職場、役場上の人事配置上の制約、また長きにその先、上下部下関係というふうになった場合を想定すればそれとの夫婦関係との両立の難しさ、また個人情報保護や課ごとの業務上の守秘義務履行という点でもリスク管理の点で必要だろうと思っております。これらの理由により勸奨退職という制度があるということについては現在でも必要性があるというふうに考えております。

従いまして現在においても、結婚しようという職員がいた場合におきましては内規に基づいて実施するというふうにしております。

さてご質問の2020年以降の勸奨退職につきましては、1回の勸奨退職がございます、そして実際に退職した事例はございません。

個別面談の際に具体的な内容は人事上のことですのでここでの答えは控えさせていただきます。

一般的な流れだけで申しますと、結婚するというご報告を頂いたときにはまず池田町の制度の状況を説明します、またそれぞれに面談を行いまして理解を求め、そしてご本人の意思を確認します。

さらに私の方も仕事の代替とか他の業務の紹介等、できる限りの提案を持たしていただいて副町長の面談もするという流れでございます。

こういった面談の中で本人の奉職の意思が固いとなりますと、意思を踏まえた対応ということでございます、簡単に申しますと勸奨しないという取り扱いになり、その後は勸奨などは行わないという形になってございます。

以上、清水議員へのお答えです。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、清水龍司君 よろしいですか。

○清水議員

議長 清水

○宇野議長

清水龍司 君

○清水議員

ご答弁ありがとうございます。「人事制約があります。」「上下・部下関係」「守秘義務」「内規」で進めているということですが、今回、強制ではないというお話しではあるんですけど、複数回勧奨を行っている形になっていると思うのですが、今回、何で何度も勧奨しますか、ということもお訪ねしたいと思います。辞めてもらえないかっていうのを、例えば担当課長に呼び出されて複数回行われると思いますけどとか、その後、副町長自身が勧奨を行いますとなります。で、業務中とか業務後に上司に呼び出されて、時間もなかなか長い間、話されると思うのですが、意向とかいろいろ聞く機会はあると思うので、その勧奨する時は一人に対して複数人で勧奨を行い、行う状態もまた発生すると思います。

その中で自分の意志で辞めますっていうのを何処まで自分の意志かっていうのを判断できますか、実際、言ってくれてっていうのを上司に言われていると、それはなかなか難しいものだと考えます。

厚生労働省の労災認定基準において、退職の意思のないことを示しているにもかかわらず、執拗に退職を求め、反覆・継続的な精神的攻撃を加えたりなどすることによって心理的負荷を強める、と明記されています。

今回、何回その退職勧奨を行ったか、誰が退職勧奨を行ったかというのが、すごく問題になると思います。

実際、今回退職勧奨を行った上で、辞めてしまう方がいるという話も聞いております。

副町長は2020年のやり取りの中で、結婚後も働きたいと希望した場合、不利益を被ることはないとおっしゃっていますが、別の職員と共に執拗に勧奨をおこなうことは、勧奨された職員にとって不利益ではなく何でしょうか。

自分は1回しか勧奨していない、ことであつたとしても、勧奨する人数が多ければ、受け手はその人数分言われ続けることになります。

またそれは執拗・反復以外、何でしょうか、これを良、とするならただのいじめになってしまうのではないかと僕は考えております。

この結婚退職勧奨に関してなんですけど、ちょっとあまり言いたくはないですけど、この内容に関しメディアについて、ちょっと話させていただきます。

2020年の質問の後、『時代遅れの退職勧奨を現在も続けている自治体』として、多くのメディアで取り上げられました。『池田町 結婚』でネット検索をすると、現在も勧奨に関して批判的な記事が多く見られます。

今回も退職勧奨に関して、今回質問をさせていただいたので、炎上または職員に対して、また電話がかかって対応に追われるかもしれません。ただ今回重要なのは、問題を「誰かが指摘するから炎上する」のではなく、この状態が問題であるから炎上する、ということです。

今この場所で「問題である内規、結婚退職勧奨はやめます」と言えば、炎上は起こりません。町長、お答えをお願いします。

職場職員同士が結婚する場合、退職勧奨の内規を撤廃しませんか、先程、溝口副町長が、いろいろ人事や制約がいろいろあると言いますが、ほぼ日本いろんな所、町を運営している方たちいると思いますが、なぜ池田町だけこれが必要なのか、そこもお答えください。お願いします。

○副町長

議長 副町長 溝口

○宇野議長

副町長 溝口君

○副町長

まず先ほどお答えしました、個別のことについてはこの場所で議論すべきことではないと思いますので、何回どうしたというお答えについては差し控えます、その上で一般的な流れとしてどういうふうにするのかというお話ですので、そこを混同して今ご理解されているとすると訂正していただきたいと思います。

何度もということについては、こういう状況だと考えてもらうのでまた次返事を聞くという流れですので、何か執拗に迫るものではないことが流れの中であります。

私が出て行ってお話をするのはなぜかという、例えば大体の業務、こういう業務に考えてみないかという提案を持っていくので、課長なり管理職が面談した同じことを繰り返すということではなく、私は人事上の責任者としてできる提案みたいな形にだと思いますが、それを持って行って話をし、またこれも考えてくださいといって返事をもらうということですですので、繰り返すということではないと認識しておりますので、あたかもそれを役場がやっているというふうにご発言がありましたが、一般論で我々の流れをお答えしただけですので、推測でそういうお話をするのはいかがかと思えます。以上です。

○宇野議長

只今の理事者の答弁に対し、清水龍司君 よろしいですか。

○清水議員

議長 清水

○宇野議長

清水龍司 君

○清水議員

ありがとうございます。今回先程、副町長のお答えの中で無かったですけれど、なぜ池田町はこの結婚退職勧奨があるのか、の返答がいただけなかったので、他の自治体には無くても大丈夫なのに、人数が少なかったり、そういうふうな話が出てくると思うのですが、人数が少なくても、無い所はたくさんあると思います。

この結婚退職勧奨問題の根本は解決するにはやっぱし法的・社会的・組織的変化が必要だと思います。また職場内で平等と多様性の促進をするためには継続的な努力と積極的に関わることが求められると思います。先程、富田議員の質問の中で、町長の方がお話していた内容ではあるんですけど、「過去を受け継ぐだけでは縮小する」という発言があったと思います。これ本当にその通りだと思います。文化とかそういうのは残していかないといけないと思うのですが、実際この結婚退職勧奨に関しては文化でも何でも無いと私は思っております。

ましてや法的にギリギリじゃないかっていうふうな内容がやっぱ、すごく多いのでそれはちょっと改めていただきたいと思います。以上です。

○宇野議長

これにて、清水龍司 君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただ今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに、先ほどの施政方針に対する 関連質問がありましたら、お受けいたします。質問ありませんか。

○宇野議長

丸石純一君

○丸石議員

議長 丸石純一

○宇野議長

丸石純一君

○丸石議員

宇野議員の空き家対策の一般質問に対し関連質問をさせていただきます。

その中で地方総合戦略が令和7年度までと理解しておりますが、現状かなり会議していると思っております。地方創生関係交付金を本来は活用した事業の効果検証に関し、外部有識者による会議を毎年度開催し、地方公共団体によるPDCAの取り組み、KPIの達成状況、事業の社会的、経済的な効果などを精査し報告書としてとりまとめ公表してほしいところですが、せめて現状把握し現段階の実績や改定内容を反映した総合戦略の改訂版を出す必要があるのではないのでしょうか。

令和4年には「デジタル」という言葉も新しく入ってきております、そしてこれは1期目の総合戦略では改訂版を出されたと思います。現状令和3年から始まって令和7年までなので、令和5年度が終わった状況です。

改めて改訂版を出していただきたいと思っておりますと同時に、池田町役場と事業に関わるものが危機と地方創生に向けた強い意気込み、これを先ほどの町長のおっしゃった言葉に言い換えますと、現時点で何に取り組みどこにつなげるのかということを経験を共有することで課題の解決につながるものと考えますがいかがでしょうか。

○森川課長

議長 総務財政課長 森川

○宇野議長

総務財政課長 森川君

○森川課長

今、丸石議員の地方創生総合戦略についての見直しについてのご質問ですけど、現在のところ改訂版を出すかどうかは未定になっています。

○宇野議長

これをもちまして、一般質問並びに 関連質問を終わります。

先ほどの、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

これをもちまして、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今、議題となっています、議案第4号から第25号までを、会議規則第3-8条の規程により、それぞれ所管の 常任委員会に 付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○宇野議長

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今、常任委員会に 付託しました案件については、各常任委員会にて 審議賜りたいと思っております。

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

(午後3:47閉会)